内閣府・総務省・経済産業省・内閣官房ＩＴ担当室・警察庁・法務省・文部科学省　平成25年3月版

お子様を有害情報から守るために

保護者の理解と見守りがお子様を守ります。

インターネットは、パソコンや従来型の携帯電話以外にも、スマートフォン、ゲーム機やテレビ等を通じて、世界中の様々な情報を、簡単な操作で手に入れることができます。
近年は、学校教育でも利用され、青少年にとって欠かせない道具となっています。

しかし、その一方で、暴力的な表現やアダルト画像など、青少年の健全な成長を著しく阻害する情報にも、触れる可能性があります。コミュニティサイトの利用などにより、事件・事故に巻き込まれることもあります。また、いたずらのつもりでも、安易に犯行予告などを行えば、犯罪の加害者側になることもあります。

このようなリスクを減らして、安全なインターネット利用を実現するため、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」が施行されています。

青少年がインターネットを上手に利用できるように、保護者がインターネットの特徴を理解し、青少年を見守ることが大切です。

**リスクを減らして、
上手にインターネットを利用しましょう。**

CHECK!

青少年インターネット環境整備法

法６条（保護者の責務）において、保護者は、青少年のインターネット利用の状況を適切に把握するとともに、利用を適切に管理し、適切に活用する能力の習得の促進に努めることとされています。

POINT!

青少年のインターネット利用に関する5つのポイント

①どのような機器が必要か検討する
②発達段階に応じて利用させる
③有害情報対策を設定する
④家庭のルールを作る
⑤小さなことでも気軽に相談する

お子様がどんな使い方をしているかご存知ですか？

利用していると思う項目をチェック！

- ☐ メールを使っている
- ☐ 検索機能を使っている
- ☐ ニュースを見ている
- ☐ 有名人のホームページを見ている
- ☐ 音楽や動画を視聴している
- ☐ ネット上で買物をしている
- ☐ 掲示板やブログで書き込んでいる
- ☐ ＳＮＳやゲームを使っている
- ☐ ネット上で知り合った友達がいる

青少年と保護者の間で認識の差があります

携帯電話を持っている青少年とその保護者に、携帯電話の使い方について家庭のルールを決めているか聞きました。「利用している」と答えた人の割合は、青少年と保護者で異なります。

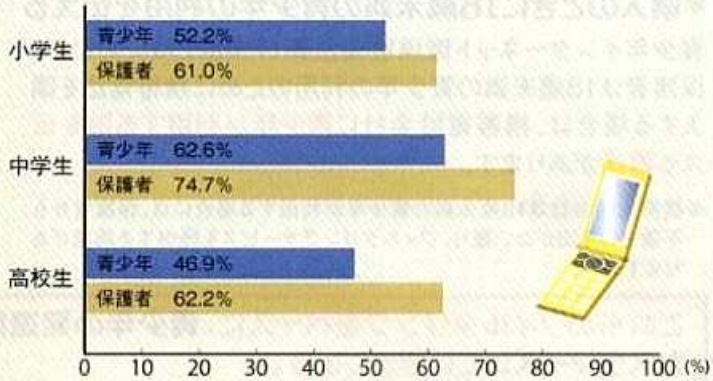

資料：内閣府「平成24年 青少年のインターネット利用実態調査」

お子様に利用状況を聞いてみましょう。

1 お子様にどのような機器が必要か良く検討しましょう。

＊利用目的を決める

お子様に携帯電話を持たせる際には、単なるプレゼントやご褒美ではなく、まず必要かどうかを確認し、何のために、どのように使うかを話し合うことが大切です。「緊急連絡のため」「所在確認のため」など目的をご家庭で決めましょう。

＊危険性を知る

インターネットには、お子様が有害サイトや悪意のある人と接触する可能性が潜んでいます。子どもに「携帯電話を持つ必要性と責任」を自覚させるためにも、有害情報に対する危機意識を持たせましょう。

インターネット利用には
情報モラルを身に付けることが大切です。

【コミュニティサイトに起因する児童被害の状況】

毎年1,000人を超える児童が青少年保護育成条例違反等の犯罪被害に遭っています。引き続き、保護者や関係機関・団体による青少年保護の取組が必要です。
※「児童」とは、18歳未満の者をいう。

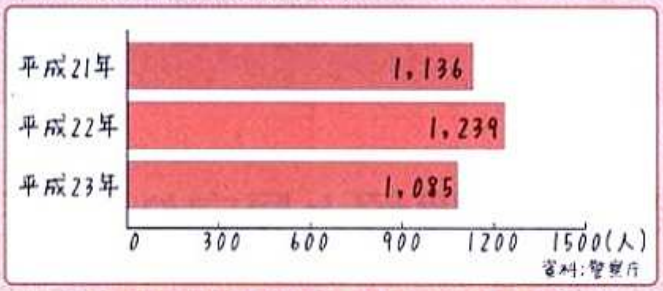

被害を受けた青少年のうち9割以上がフィルタリング未加入です

2 お子様の発達段階に応じてインターネットを利用させましょう。

＊初めは保護者と一緒に使う

初めてインターネットを利用する際には、保護者と一緒に使い始めましょう。困ったことがあったらすぐに、保護者が助けられるように、目に届く範囲で青少年にインターネットを利用させましょう。

＊少しずつ利用できる範囲を広げる

お子様がインターネットの特徴を理解し、情報モラルの習得が進んで来たら、発達段階に応じて、フィルタリングの設定を見直して、利用できる範囲・サービスを広げましょう。

初めは保護者と一緒に利用しながら、
慣れていきましょう。

【青少年のインターネット利用のイメージ】

3 お子様に渡す前に有害情報対策の設定を行いましょう。

携帯電話はフィルタリングを活用しましょう。

＊購入のときに18歳未満の青少年の利用を伝える

青少年インターネット環境整備法第17条第2項において、保護者は18歳未満の青少年の利用のために携帯電話を購入する場合は、携帯電話会社に**青少年が利用する旨を伝える義務**があります。

※携帯電話会社は18歳未満の青少年が利用する場合には、保護者から不要との申出がない限り、フィルタリングサービスを提供する義務があります。

＊フィルタリングを使い分ける

フィルタリングは大きく分けて、**ホワイトリスト方式**と**ブラックリスト方式**の2種類があります。ホワイトリスト方式は、許可したサイトのみ閲覧可能とする方式で、ブラックリスト方式は不適切なサイトを遮断する方式です。フィルタリングはいろいろな種類がありますので、販売店でよく尋ねるなどして、お子様に最も合うものを選びましょう。

これらのフィルタリングをベースに、青少年の発達段階に合わせて、利用できるサイトや種類を細かくカスタマイズしていきましょう。
初めてインターネットを利用する場合は、より安全なホワイトリスト方式がおすすめです。

CHECK!!

スマートフォンは、従来型の携帯電話よりも高機能だから、注意することが増えています。

従来型の携帯電話は、電話機にインターネット接続機能を加えたものですが、スマートフォンは、パソコンを小さくして電話機能を加えたもので、「小さなパソコン」といえます。

ゲーム機等はペアレンタルコントロール機能を使いましょう。

アプリケーションを導入する場合に注意する

スマートフォンのアプリケーションは、利用者の電話帳や位置情報等を利用する高機能なものが増えてきています。利用する前に、**自分のどの情報が使われるか確認**しましょう。

発達段階に応じて、アプリケーションのダウンロードや起動を制限する機能制限アプリの利用も検討しましょう。

無線LAN回線を利用する場合に注意する

携帯電話会社の電波（3G回線やLTE等）を使ってインターネットに接続する場合は、携帯電話会社のフィルタリングサービスによって自動的に有害情報を遮断することができます。

しかし、無線LAN回線（Wi-Fi等）を使ってインターネットに接続する場合は、携帯電話会社以外の回線も利用できることから、フィルタリングが適用されない場合があるため、**利用者自身がフィルタリングサービスの設定や申込等を行う必要**があります。購入時に良く確認しましょう。

ゲーム機等を渡す前に設定する

ゲーム機やパソコン、タブレット型携帯端末、携帯音楽プレイヤー等でインターネットに接続する場合には、青少年が安全に利用できるように、閲覧制限や課金制限など、取扱説明書に沿ってペアレンタルコントロール機能を利用しましょう。また、設定変更に必要なパスワードなどは保護者が管理しましょう。

Point! フィルタリングアプリや起動制限などの各種安心機能を利用しましょう。

フィルタリングソフト事業者は、パソコンやゲーム機等に加えて、スマートフォン向けのフィルタリングソフト（アプリケーション）を提供しています。これを利用すると、携帯電話会社の電波、無線LAN回線のどちらの回線でもフィルタリングが適用されます。

※ 従来型の携帯電話は、携帯電話会社の電波を使ってインターネットに接続していましたが、スマートフォンではこれに加えて、無線LAN回線を使ってインターネットに接続することができます。
スマートフォンを利用する際には、接続する回線に注意しましょう。

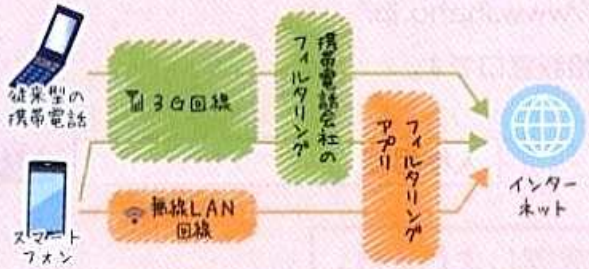

Point! 個人情報の流出やウィルスにも注意しましょう。

起動時のパスワードを設定する

盗難や紛失の際に、携帯電話やスマートフォン、ゲーム機等に入っている個人情報等のデータが悪用されないよう、パスワードなどによるセキュリティロックを活用しましょう。

ウィルス対策ソフトを活用する

パソコンやスマートフォン等の利用の際には、機種別に提供されているウィルス対策ソフトを活用しましょう。特にスマートフォンの場合、悪意を持ったアプリケーションが流通しているため、ダウンロードの際には配信元を確認し、利用規約をよく読みましょう。

4 ご家庭のルールを作りましょう。

ルール作りのポイント

☐ **お子様と一緒にルールを作りましょう**
ルールを一方的に押し付けるのではなく、インターネットを使う目的をはっきりさせ、なぜルールが必要なのかを、お子様が理解することが大切です。

☐ **ルールを守れなかったときのルールを作りましょう**
一時利用禁止など事前に決めておくことで、ルールを守る責任感が生まれます。

☐ **お子様が使おうとしているサービスを一緒に見てみましょう**
一緒に見ることで、懸念されるリスクについて、チェックすることができます。

☐ **トラブルのときはすぐに保護者に相談するよう話しておきましょう**
トラブルのときに慌てないように、事前に対応方法や相談窓口を確認しておきましょう。

☐ **お子様の利用状況を確認するルールを作りましょう**
お子様の利用履歴を勝手にチェックするのではなく、折にふれお子様と一緒に確認し、問題がないか話しあいましょう。

決めたルールはいつも目につく場所に貼っておきましょう

＊ご家庭のルールの具体例

・困ったときはすぐに相談する。
・利用する時間帯を決める。
・利用する場所を決める。
・暗証番号は保護者が管理する。
・サイトに登録する場合は事前に相談する。
・お金がかかる場合は事前に相談する。
・名前、顔写真、学校名などは書き込まない。
・知らない人のメールに返信しない。
・月に一度、利用状況を保護者と確認する。
・ルールを破ったら、一時利用禁止とする。

お子様が気軽に相談できるようにするには、普段のコミュニケーションが大切です。

＊お子様と一緒に作りましょう。

ルール①

ルール②

ルール③

ルール④

ルール⑤

ルール⑥

5 小さなことでも気軽に相談しましょう。

●インターネット利用者からインターネット上の違法・有害情報に関する通報を受け付ける窓口です。
インターネット・ホットラインセンター（業務委託元：警察庁）http://www.internethotline.jp/

●学校関係者やウェブサイト運営者などからインターネット上の違法・有害情報などに関する相談を受け付ける窓口です。
違法・有害情報相談センター（業務委託元：総務省）http://www.ihaho.jp/

●インターネット上の人権侵害に関する相談を受け付ける相談窓口です。
法務局の人権相談窓口（みんなの人権110番）
電話　0570-003-110

人権相談　検索

携帯電話事業者等の相談窓口を、購入時に確認しましょう。